

熊谷市は、平成19年3月に、障害者基本法に基づき、計画期間10年間における障がい者施策の基本的な考え方を示した「第1次熊谷市障がい者計画」を策定いたしました。それ以降、共生社会の実現という基本理念を堅持しつつ、多くの障がい者関連法令が施行となり、障がい者を取り巻く環境や制度の大きな変化に対応するため、計画期間を10年間から4年間、4年間から3年間に短縮して、令和3年3月には第3次計画を策定し、現在に至っております。



また、同時進行する形で、障害者総合支援法に基づき、3年ごとに成果目標や見込量を盛り込む障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスや障害児福祉サービスなどの各種サービスの提供を確保するための施策の推進を図ってまいりました。

この三計画を1冊にまとめた形で令和3年3月に策定しました「熊谷市障がい者支援計画（第6期）」が、令和5年度で計画期間が満了することに伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とした「熊谷市障がい者支援計画（第7期）」を策定いたしました。

近年、障がい者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児への支援、精神障害者の地域移行の促進など、障がい福祉施策へのニーズも多様化しております。そのような中においても、地域の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会をつくりあげるため、一貫して本市の障がい者施策の基本理念である「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を目指し、この計画に基づき取り組んでいく所存でありますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました熊谷市障がい者施策推進委員会委員の皆様をはじめ、意見聴取に御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

熊谷市長 **小林 哲也**